

防府市所有建築物耐震化推進委員会設置要綱

平成 2 3 年 5 月 1 6 日 制定

(目的)

第 1 条 本市所有建築物の耐震化を円滑かつ適正に推進するため、防府市所有建築物耐震化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 市所有建築物の耐震化の計画に関すること。
- (2) その他市所有建築物の耐震化に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 委員会に幹事会を設け、幹事会に幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、総務部次長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、委員会の指示に基づいて、委員会の所掌事務を処理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

総合政策部長

文化スポーツ観光交流部長

生活環境部長

福祉部長

保健子ども部長

産業振興部長

産業振興部理事

土木都市建設部長

教育部長

会計管理者

議会事務局長

消防長

上下水道局次長

別表 2（第 6 条関係）

総合政策部次長
文化スポーツ観光交流部次長
生活環境部次長
福祉部次長
保健子ども部次長
産業振興部次長
土木都市建設部次長
教育部次長
消防本部次長
行政管理課長
政策推進課長
財政課長
建築課長
教育総務課長
消防総務課長
上下水道局水道課長
上下水道局下水道課長

※同職にあるものが 2 名以上の場合は、幹事長が 1 名以上を指名する。